

振動規制法に関する特定施設・特定建設作業の届出一覧

●特定施設（法第2条第1項の政令で定める施設。政令別表第1）

指定地域内において、次の表の特定施設を有する工場・事業場は、法で定める特定工場等となり、その所在地が滝沢市の場合、市長に届け出てください。

NO	施設の名称	規模等	法	県条例	
1	金属加工機械	イ 液圧プレス	矯正プレスを除く。	○	
		ロ 機械プレス	すべてのもの	○	
		ハ セン断機	原動機の定格出力が1kW（キロワット）以上のもの	○	
		ニ 鍛造機	すべてのもの	○	
		ホ ワイヤフォーマーマシン	原動機の定格出力が37.5kW以上のもの	○	
2	圧縮機（環境大臣が指定するものを除く。）	原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	○		
3	土石用又は鋤物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	○		
4	織機	原動機を用いるものに限る。	○		
5	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のもの	○		
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が10kW以上のもの	○		
6	木材加工機械	イ ドラムバーカー	すべてのもの	○	
		ロ チッパー	原動機の定格出力が2.2kW以上のもの	○	
7	印刷機械	原動機の定格出力が2.2kW以上のもの	○		
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のもの	○		
9	合成樹脂用射出成形機	すべてのもの	○		
10	鋳造型機	ジョルト式のものに限る。	○		

●特定建設作業（法第2条第3項の政令で定める作業。政令別表第2）

指定地域内において行う次の表の特定建設作業については、その作業地が滝沢市の場合、市長に届け出てください。

NO	作業の種類	法	県条例
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	○	
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	○	
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50m（メートル）を超えない作業に限る。）	○	
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	○	